

令和4年6月分(10月支給分)から

## 児童手当制度の一部が変わります

### 児童手当等の支給に所得上限限度額を新設

令和4年6月分(10月支給分)から、児童を養育している人の所得が下表の「**所得上限限度額**」以上の場合、**児童手当等は支給されません(資格消滅となります)**。

なお、児童手当が支給されなくなった後に所得が「**所得上限限度額**」を下回った場合、支給再開のためには、**あらためて認定請求書などの提出が必要となります**。

扶養親族等の数 <sup>注1</sup>	A 所得制限限度額 <sup>注2</sup>		B 所得上限限度額 <sup>注2</sup>	
	所得額	収入額の目安 <sup>注3</sup>	所得額	収入額の目安 <sup>注3</sup>
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

**注1** 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者／扶養親族／扶養親族等ではない児童で、前年12月31日において生計を維持した人の数。

**注2** 限度額(所得額ベース)は、扶養親族等の数に応じて、1人につき38万円(扶養親族等が70歳以上の同一生計配偶者か老人扶養親族の場合、44万円)を加算した額。

**注3** 「収入額の目安」は給与収入のみで計算した額で、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で確認します。

### 支給対象と月額

児童手当等は、中学校修了までの児童を養育している人(父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしていて、生計を見ている比重が重い人)に支給されます。

対象	金額(月額)	
3歳未満(3歳の誕生日まで)	一律	15,000円
3歳～小学校修了	第1・2子	10,000円
	第3子以降 <sup>注4</sup>	15,000円
中学生	一律	10,000円
<b>【特例給付】</b> 所得制限者(上表のA以上B未満)	児童1人につき	5,000円

**注4** 「第3子以降」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

### 現況届の提出が原則不要に

令和4年度から、毎年6月1日現在の受給者の現況を、町が公簿などで確認します。このため、**次のいずれかに該当する人を除き、現況届の提出は不要です**。

#### 現況届の提出が必要な人

- ・住民票の住所地が益城町と異なる人
  - ・支給要件児童の戸籍や住民票がない人
  - ・離婚協議中で配偶者と別居している人
  - ・未成年後見人(法人)、施設等の受給者
  - ・その他、町から提出の案内があった人
- ※令和2・3年度の現況届を未提出の人は、当該年度分の提出が必要です。

#### 次の変更があった場合、届け出を

- ・支給対象児童がいなくなったとき
- ・受給者／配偶者／児童の住所か氏名の変更(他市町村や海外への転出を含む)
- ・共に児童を養育する配偶者を有するに至った、または配偶者がなくなった
- ・受給者の加入する年金の変更
- ・離婚協議中の受給者が離婚したとき
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

※必要な届け出が遅れたために過払いが発生した場合、返還義務が発生します。

### 受給者が公務員の場合

勤務先から児童手当が支給されます。

公務員になった／公務員でなくなった／勤務先の官署に変更があった場合は、その翌日から**15日以内**に、現住所の市町村と勤務先に届け出・申請をしてください。申請が遅れると、原則、**遅れた月分の手当が受けられなくなります**。

問 こども未来課 子育て支援係

☎ 286 - 3117